

このところ飲酒運転による交通事故のニュースが数多く報じられています。特に幼児3人が死亡した福岡市職員の飲酒運転事故は、子をもつ親として言葉に表せない怒りと悲しみがこみ上げてきます。被害に遭われ亡くなられた子供たちのご冥福をお祈りすると共に、二度とこのような悲劇が繰り返さないようにしなければなりません。今回は飲酒運転撲滅について皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

VOL.76 飲酒運転撲滅の話

飲酒運転の罰則など

・罰則

酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万以下の罰金

酒気帯び運転

1年以下の懲役又は30万以下の罰金

・違反点数

違反種別	点数	処分内容(前歴無しの場合)
酒酔い運転	25点	運転免許の取り消し(欠格期間2年)
酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度)	0.25mg以上	13点
	0.15mg以下 0.25mg未満	6点
		運転免許の停止(90日間)
		運転免許の停止(60日間)

罰則や違反点数は過去の交通事故や違反の前歴により異なります。また飲酒運転で交通事故を起こした場合は更に違反点検が加算されます。最近のニュースで車の運転をすると知りながらお酒を提供したお店が警察から家宅捜索を受けたり、飲酒死亡事故を起こした犯人と直前まで一緒に飲んでいた同僚にも損害賠償責任が命ぜられたこともあります。**車を運転すると知りながらお酒を飲ませたり、飲酒運転を制止しなかった場合**など飲酒運転の共犯として運転者と同様に刑事責任や民事責任を問われることがあります。

アルコールが運転に及ぼす影響

感覚の鈍麻 → 対象物を追う目の動きが、スムーズでなくなる。暗闇での感度が落ちる。耳が遠くなる。

注意力の低下 → 注意力が低下する。集中力、持久力が衰える。

反応・動作の乱れ → 反応時間が遅れ、ミスをしやすくなり動作が不揃いになる。

判断・行動 → 速度に対する判断力が鈍り、先を急ごうとする傾向が表れる。

連想・記憶力 → 記憶力が低下する。

情動 → 抑制がとれて気分が高揚し、軽率的になる。

人格 → 自己中心的になり、気が大きくなる。

「昨日のこと良く覚えていないんだよね～」などとよく耳にするように、個人差はあるとは思いますがお酒を飲めば上に書かれたようになるのは、ご理解いただけだと思います。

飲酒運転を繰り返すドライバーの問題点

「少しだけなら平気だよ」・「今まで何もなかったから」・「少しの距離だから」と思っている人

自分自身で勝手に安全基準を作り上げている人。

「自分は大丈夫」と思っている人

ニュースなどで何度も飲酒運転による悲劇を見ている、「自分には関係ない」、「事故を起こす奴は運転がへたくそなんだ」などと自分とは無関係と思っている人。

「捕まらなければ大丈夫」・「飲んで運転することのどこが悪いの?」と思っている人

飲酒運転に対する罪の意識が希薄な人。

思い当たる人はいませんか? 飲酒運転をして何事もなかったことは偶然によい条件に恵まれていただけなのです。絶対にこのようなことを考えてはダメです。

危険運転致死傷罪

危険運転致死傷罪は交通事故被害者や遺族を中心に罰則強化を求める声が高まったことを受け、平成13年11月28日に成立、12月25日に施行されました。悪質な飲酒運転などにより人を死傷させた場合、故意による犯罪とみなし、危険運転致死傷罪が適用されます。死亡事故で1年以上20年以下の有期懲役、負傷事故で15年以下の懲役が科せられます。冒頭にお書きした福岡市職員が起こした飲酒運転事故にも適用されるようです。

死亡交通事故を起こしてしまい、いくら懲役刑に服したり、罰金や損害賠償を支払ったとしても失われた尊い命は戻ってきません。償っても、償いきれない責任を一生背負っていかなければならないのです。

このニュースを読んだ今からでも、「飲んだら乗るな!、飲むなら乗るな!」を徹底して飲酒運転を撲滅しましょう。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。